

合葬式樹木葬墓地とは

四季折々の自然に包まれた新しい形態の墓地

近年、少子・高齢化や核家族化などにより、墓地をめぐる社会状況やニーズが変化しています。

「墓地を承継する者がいない」「子どもへの承継を希望しない」「将来的な不安がある」など、墓地を承継していくことが困難である方の選択肢のひとつとして千葉市は平和公園に合葬式の樹木葬墓地を新たに整備しました。



お墓に関するお悩みごと



承継する者がいない

- 自分は単身者である
- 自分たち夫婦に子どもがいない

承継を希望しない

- 自分の子どもに負担を掛けたくない
- 自分たち夫婦のみの一代限りの墓としたい

将来的な不安がある

- 将来は無縁墓になってしまうかもしれない
- 市で永久的に焼骨を管理してほしい

緑豊かな自然環境に包まれた 公営墓地で眠りたい

合葬式樹木葬墓地の特色

- 樹木を墓標の代わりとして、その下の共同カロートに多くの焼骨を埋蔵する合葬式の墓地です。
- シンボルツリーと一緒に芝生を植えることで四季の変化を感じることができる新形態の墓地です。
(一つのブロックの中に複数の共同カロートを配置しています。)

主な樹木



合葬式とは

合葬式とは、使用者が定められた区画内を使用する従来の墓地と異なり、承継の心配がなく、一つの大きなお墓に多くのご遺骨と一緒に埋蔵する新形態の墓地です。

墓地使用料

1体 6万円

※墓地管理料は不要です。

※粉状焼骨への加工は施設職員が行います。

粉状焼骨の場合は
1体 4万円

納骨後は千葉市が責任を持って管理します



埋蔵方法

納骨について、一旦、施設の職員が焼骨をお預かりして自然素材の納骨袋に移し替えたうえで、後日、共同カロートに埋蔵します。
※ご親族などが立ち会うことはできません。
※合葬式(共同埋蔵方式)のため、埋蔵後の焼骨の返還はできません。
※共同カロートの底部は土ではありません。

